

本部だより

●第17号



マーシャル方面遺族会

●環礁・本部だより第 17 号 ●発行日：平成 20 年 2 月 1 日 ●発行人：黒川誠
 ●マーシャル方面遺族会本部：〒 142-0051 東京都品川区平塚 3-4-17
 ●電話 03-3783-8382 ●FAX 03-6410-4420 ●振替番号 00100-0-93487



同	同	同	同	同	同	幹	相談役	本部役員及び篤志会員
						事	会長	大給湛子
						常任幹事	黒川 誠	荒木常子
同	同	同	同	同	同	幹事	高林芳夫	山口良二
						佐竹エス	佐竹エス	草場 寛
						画間志津子	画間志津子	岡野智津子
						徳原徳子	徳原徳子	山村 要

平成二十年元旦
 今年もよろしく
 お願い致します。

謹賀新年

写真：「靖国神社・祭典と行事のすべて」靖国神社承認

平成二十年度

慰靈祭・総会・直会のご案内

会長 黒川誠

平成十九年度●マーシャル方面遺族会
永代神樂祭(命日祭)奉奏報告

荒木常子

記帳する黒川会長

会員、会友の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年の慰靈祭・総会・直会を次の通り行います。皆様お誘い合わせてご参加下さいますよう、お待ち申し上げます。

■ 慰靈祭

日 時 平成二十年四月五日（土）午前

九時受付開始 当日は日曜日ではありません。くれぐれもお間違いなくご予定下さい。

靖国神社參集殿前 本号封筒を

ご持参の上、出席者名簿とご照合下さい。本会専用のワッペンをお貼りになつた方のみが昇殿参拝出来ます。

■ 定期総会

午前十時（ご本殿）
慰靈祭

慰靈祭後、靖国会館前にて記念撮影後、

同館二階「偕行の間（西）」にて開催致します。

◇九段会館（電話03・3261・5521宿泊担当・村上克己支配人）

- ◆十二時～十三時（予定）
- 直会（なおりい）
- ◆十三時二十分～十五時（偕行の間）

● お願ひ

◆同封の出欠はがきは、欠席の方も各項目にご記入の上、二月末日まで本部に到着するようご投函下さい。

◆本会への賛助金、直会費（一名四千五百円）、玉串料（二名五百円）は、同封の郵便振替用紙にて二月末日までにお送り下さい。

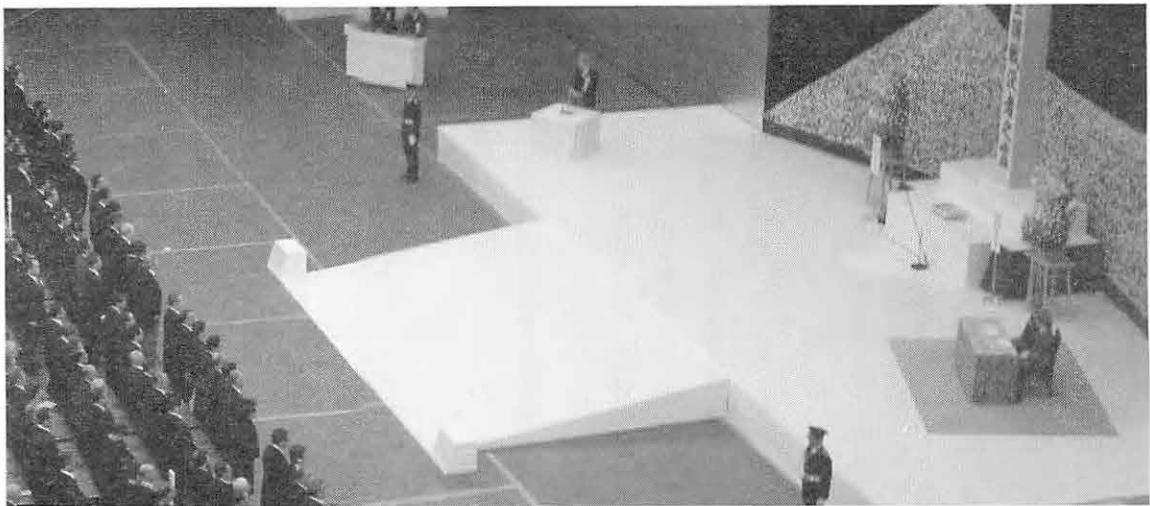
◆当日は受付の混雑が予想されます。受付では現金の取り扱いは致しません。

●九段会館に宿泊希望の方へ

◆予約は本部にて済ませていますが、三月二十日までに各自で直接お申し込み下さい。なお、宿泊費は八千百九十円（一泊朝食のみ）となります。

東京も台風の直撃で大きなダメージを受けるものと覚悟していたところ、幸いに朝から快晴となりました。午後一時に參集殿控室に皆さんのが集まり、黒川会長





天皇皇后両陛下ご臨席のもと、開式を待つ武道館会場(佐竹エス氏撮影)。

が本会命日祭の記帳を終えて、昇殿参拝を致しました。退下後は境内を散策しながら本会の提灯を探しました。境内は「みたままつり」の中、大勢の参拝者で埋められていきました。

平成十九年度

全国戦没者追悼式

畫間志津子

平成十九年八月十五日、日本武道館で行なわれた式典には、例年通りの炎天下全

国の遺族代表等およそ六千人が参列しました。

段々遺族の高齢化が進み、七十歳以上の参列者がおよそ四十パーセントを示し、一方戦後生まれが二百十三人と、これまで最も多くなりました。

天皇陛下のおことば

「本日戦没者を追悼し、平和を祈念する日にあたり、全国戦没者追悼式に臨み、先の大戦においてかけがえのない命を失った家族多くの人々とその遺族を思い、

深い悲しみを新たに致します。
終戦以来既に六十二年、国民のたゆみない努力により今日のわが国の繁栄と平和が築き上げられましたが、苦難に満ちた往時を偲ぶとき、感慨は尽きることはあります。

ここに歴史を顧み、戦争の惨禍が再び繰り返されないことを切に願い、全国人民と共に戦塵に散り、戦禍に倒れた人々に対し、心から追悼の意を表し、世界の平和とわが国の一層の発展を祈ります」

来賓、各県の遺族代表が祭壇に菊の花を供え、およそ三百十万人の戦没者の靈を慰めました。ちなみに当会からの出席者は、黒川会長、佐竹エス、荒木常子、星野綾子の皆様と私でした。

今回団らすも東京都代表として献花のお役目を頂戴し、誠に榮誉の極みと、一昨年他界しました主人の遺影を胸に祭壇の前に立ちました。ひしひしと胸に迫り来るものを感じ、尚更なる平和への願いを強くすると共に、戦没者の慰靈を子々孫々まで受け継がれ語り継がれて行かれることを願いました。

東京都戦没者追悼式に出席

草場 寛

平成十九年八月十五日、黒川会長の代理で出席し、本会を代表して献花を致して参りました。当日は酷暑日の中、講道館、後楽園近くの「文京シビックホール」に出向きました。

- 式次第
- 一 開式
- 二 国歌斉唱
- 三 式辞（石原慎太郎東京都知事）
- 四 黙祷
- 五 天皇陛下のおことば（放送）
- 六 追悼のことばと献花

靖国神社秋季例大祭に出席して

黒川 誠

長、戦没者遺族代表、東京都知事、来賓、参列遺族。

マーシャル方面遺族会の沿革②
高林芳夫

本誌十六号にて、昭和三十八年本会発足より平成十年までの沿革を掲載しました。その続きとして平成十一年より平成十九年までを掲載致します。

- 平成十一年四月四日 第三十六回慰靈祭・第三十五回総会。黒川誠副会長、会長に就任。
- 平成十二年四月二日 第三十七回慰靈祭・第三十六回総会。
- 平成十九年十月十八日靖国神社秋季例大祭当日祭に出席しました。十月にしては珍しい位の晴れ上がった秋晴れの好天

気に恵まれての開催日がありました。

ご本殿の正面階段を挟んで左右に本会寄贈の錦の御旗が秋の陽を一杯に浴びて燐然と輝きその気品と美しさに例大祭に錦上花をそえるようなところもちがしました。錦旗は殆どの参列された人達の目に止まつたと思われます。

ともあれ例大祭は南部宮司の挨拶から

はじまり式次第は例年通りに進み、勅使の参向、下向と更に参列者全員の昇殿参拝が終わり退下は予定通り行われました。

靈は中止となる。



□平成十二年十月十四日

本会主催現地慰靈・十三名出発。クエゼリン・ルオット。十九日帰国。

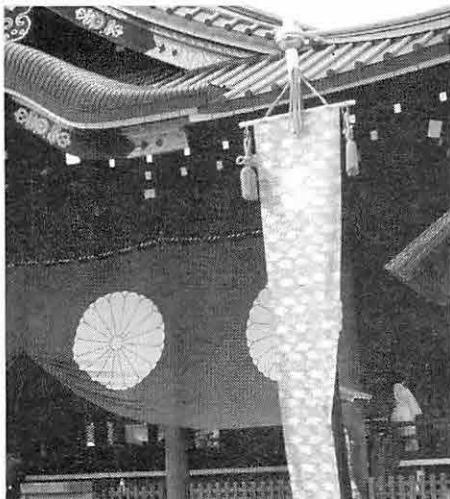
■平成十三年四月八日

第三十八回慰靈祭・第三十七回総会。

□平成十三年九月十一日

米国にて同時多発テロ事件発生。現地慰

本会寄贈の錦旗



■ 平成十六年四月三日
第四十回慰靈祭・第四十回総会。

■ 平成十八年十一月五日
平成十八年十一月五日

靖国神社にて第四回マーシャル方面遺族
会永代神樂祭を斎行。

ドボルザーカ氏



平成十七年の現地慰靈打ち合わせ時に
本会主催現地慰靈打ち合わせ時に

- 平成十四年十一月二日 本会主催現地慰靈・十六名出発。クエゼリン・ルオット。十一月七日帰国。
- 平成十五年二月二十四日 本会佐藤宗不前会長逝去。八十八歳。
- 平成十五年四月五日 第四十回慰靈祭・第三十九回総会。
- 平成十五年七月十五日 靖国神社にて第一回マーシャル方面遺族会永代神樂祭を斎行。
- 平成十五年十月七日 本会設立四十年祭を記念して靖国神社へ錦旗一対を奉納。
- 平成十七年四月二日 本会主催現地慰靈・第二十二名出発。クエゼリン・ルオット。十月七日帰国。
- 平成十七年七月十五日 靖国神社にて第三回マーシャル方面遺族会永代神樂祭を斎行。
- 平成十七年八月十八日 本会書間楽平副会長逝去。八十三才。
- 平成十七年十月三日 本会主催現地慰靈・二十一名出発。クエゼリン・ルオット。クエゼリンとルオット間は双胴の豪華船に乗船。
- 平成十八年四月一日 グレッグ・ドボルザーカ氏（別記紹介）が同行。十月九日帰国。
- 平成十八年七月十五日 靖国神社にて第四回マーシャル方面遺族会永代神樂祭を斎行。
- 平成十六年七月十五日 靖国神社にて第二回マーシャル方面遺族会永代神樂祭を斎行。

本会主催現地慰靈・十九名出発。クエゼ

リン・ルオット。

クエゼリン島にて遺族と島の人たちとの交流会が盛大に行われた。

■ 平成十九年四月七日

平成十九年四月七日

本会主催現地慰靈・第43回総会。

■ 平成十九年七月十五日

平成十九年七月十五日

本会主催現地慰靈・第44回総会。

■ 平成十九年八月一日

平成十九年八月一日

本誌十六号にて会則改正案を掲載、平成二十年四月五日の総会にはかり承認を経た後に施行の予定。

□ 平成十九年八月一日 本誌十六号にて会則改正案を掲載、平成二十年四月五日の総会にはかり承認を経た後に施行の予定。

□ 平成十九年八月一日 本誌十六号にて会則改正案を掲載、平成二十年四月五日の総会にはかり承認を経た後に施行の予定。

□ 平成十九年八月一日 本誌十六号にて会則改正案を掲載、平成二十年四月五日の総会にはかり承認を経た後に施行の予定。

□ 平成十九年八月一日 本誌十六号にて会則改正案を掲載、平成二十年四月五日の総会にはかり承認を経た後に施行の予定。

小田急トラベルの田村さんから「今回の慰靈にはクエゼリン島出身の青年、グレッグ・ドボルザーク氏が同行して通訳を引き受けて下さる」との発表がありました。グレッグ氏は現在オーストラリア大

学院の学生で、我々の現地慰靈に合わせてオーストラリアからわざわざ来て同行して下さるとの事。グアムで合流してクエゼリンへ向かう。彼は高校までクエゼリン島で育った。幼少の頃、米軍の管理下の島になぜ赤い鳥居や日本人の慰靈碑があるのか、興味がわいた。

島には現在も大勢の知人・友人がいる。

平成十七年の現地慰靈では司令官スタッフさんとの通訳でルオット島へ全員双胴船で行くことが出来た。

また平成十八年の現地慰靈にも同行して戴き、遺族と島の人たちとの交流会パーティーを催すことが出来た。

日本の東京大学大学院にも国費留学で昨年まで学んでいた。

現在、大学院卒業を前に論文の作成に忙しい日々を送っている。

卒業後は日本で就職して日本で家庭を持ちたいそうです。

今年も同行を承諾して戴き、様々な場面でのご活躍が期待出来ます。以上。

平成二十年度

本会主催現地慰靈巡拝について

マーシャル方面遺族会主催の現地慰靈祭出欠はがき」に○印を付けてお出し下さい。後日旅行社より詳しくご連絡を差し上げます。

参加希望者は同封の「平成20年度慰靈祭出欠はがき」に○印を付けてお出し下さい。後日旅行社より詳しくご連絡を差し上げます。

●実施月日 十一月初旬

●旅行期間 七日間

●慰靈巡拝する区域

クエゼリン島

ルオット島

●参加費用 約二十六万円

●申し込み締切り 二月末日まで

参加者には本会指定旅行社より旅行案内書と参加費用の払い込み用紙が送られます。

費用は直接旅行社へお支払い戴きます。

なお、不明な点は本会本部までお問い合わせ下さい。

クエゼリン島本会主碑での慰靈祭風景(平成18年)



マーシャル方面遺族会 平成20年11月 現地慰靈予定

日付	都市名	交通機関	現地時間	日 程
1日目	東京駅集合 (丸ビル前)	専用バス	14:00	集合場所に集合。係員がお待ちしています。 全員集合後、靖国神社参拝へ
	靖国神社 着		15:00頃	ご参拝時間(約30分)
	靖国神社 発		17:00頃	参拝後、成田空港のホテルへ
	成田ホテル 着			朝:× 昼:× 夕:× [成田空港周辺ホテル泊]
2日目	ホテル 発	ホテルバス	08:30頃	朝食後、ホテルバスにて空港へ
	成田空港 着		09:00頃	阪急団体カウンター前集合
	成田 発		11:05	空路、コンチネンタル空港にてグアムへ
	グアム 着		15:35	着後、日本語係員の出迎えを受けて、 専用バスにてホテルにご案内
	ホテル 着		17:00頃	朝:ホテル 昼:機内 夕:ホテル [グアム泊]
3日目	ホテル 発	専用バス	06:30頃	専用バスにて空港へ
	グアム 発		08:20	コンチネンタル航空にて、空路、クエゼリンへ (経由地、チューク、ポンペイ、コスラエ)
	クエゼリン 着		17:36	着後、米軍手配
				朝:ホテル 昼:機内 夕:米軍 [クエゼリン泊]
4日目	クエゼリン滞在		終日	クエゼリン慰靈祭 米軍手配
				朝:米軍 昼:米軍 夕:米軍 [クエゼリン泊]
5日目	クエゼリン滞在		終日	ロイ島・ナムル島慰靈祭 米軍手配
				朝:米軍 昼:米軍 夕:米軍 [クエゼリン泊]
6日目	クエゼリン 発	CS957	12:35	空路グアムへ
	グアム 着		17:20	(経由地、コスラエ、ポンペイ、チューク) 着後、日本語係員の出迎えを受けて、ホテルへ
	ホテル 着		18:40頃	朝:米軍 昼:機内 夕:ホテル [グアム泊]
7日目	ホテル 発	専用バス	10:00頃	専用バスにて空港へ
	グアム 発		13:00	空路帰国の途へ
	成田 着		15:45	着後、解散

マーシャル方面遺族会会則（総会用決定稿）

本案は、平成19年8月1日発行の（「環礁・本部だより」16号と17号）に掲載し、平成20年開催の総会（4月5日）にて、承認を経た後に施行されます。

第1条（名称） この会は、マーシャル方面遺族会といいます。

第2条（事務所） この会の事務所は、東京都に置きます。

第3条（構成） この会は、大東亜戦争中マーシャル諸島及びギルバート諸島で戦歿した者の遺族を会員として構成します。

1、前項に該当する者は第11条の会費を納入することにより、この会則に定める会員の権利行使することができます。

第4条（目的） この会は、前条に示す戦歿者の英靈をお慰めすることを目的とします。

第5条（活動） この会は、次の活動をします。

1、毎年3月または4月に靖國神社において慰靈の祭典を行います。

2、毎年7月15日に靖國神社において本会の永代神樂命日祭を奏上します。

3、会員の希望により現地慰靈を企画し実施します。

4、毎年会報を発行します。

5、会員相互の親睦をはかります。

6、その他この会の目的達成に必要なこと。

第6条（機関） この会の機関は次の通りとします。

1、総会

2、役員会

イ、定期総会は、毎年3月または4月に開催します。

ロ、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催します。

ハ、役員会は、必要に応じ隨時開催し、会務の企画、運営実施にあたります。

ニ、各会議は会長が招集し、議事は出席者の過半数によって決します。

第7条（役員の種別、職務） この会に次の役員をおきます。

1、会長 1名

2、副会長 若干名

3、幹事 若干名

4、監事 3名以内

イ、会長は、この会を代表し会務を総理します。

ロ、副会長は、会長を補佐し会長に支障あるときは、その職務を代行します。

ハ、幹事は、会長の指示により会務を分掌処理します。

二、監事は、この会の会計を監査します。

第8条（役員の選任及び任期） 役員の選任は、次のとおり行います。

1、会長及び監事は、総会で会員の中から選任します。

2、副会長及び幹事は、会員の中から会長が指名します。

3、役員の任期は2ヵ年を1期とし、再任できます。

第9条（名誉会長、顧問、相談役及び篤志会員） この会に、役員会の決定により名誉会長、顧問、相談役及び篤志会員を置くことができます。

第10条（会友） 戦歿者の戦友等で本会の目的に賛同する者を、役員会の承認を経て会友とすることができます。

第11条（会費） 会員及び会友は、会費年額3,000円を納入していただきます。新入会員は入会の時その年度分を納入していただきます。

1、既納の会費、寄付金は、原則として返戻しません。

第12条（経理） この会の経費は、会の保有する資産、会費、寄付金及びその他の収入により支弁します。

第13条（会計年度） この会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとします。

第14条（決算） この会の決算は監事の監査を経た後、総会に報告され、その承認を得なければなりません。

第15条（諸記録） この会の会務及び会計は正確に記録され会員はいつでも閲覧することができます。

第16条（会則の改廃及び解散） この会則の改廃及び解散は総会で定めます。

1、解散の場合はその保有する資産を靖國神社に奉納します。但し総会の決議により一部をこの会の目的に副う事業に寄付することができます。

付則

1、この改正は平成20年4月5日の総会で承認を経た後に施行となります。

2、会費の納入が2年以上ない時は、会報の発送は中止させていただきます。